自己資本の構成に関する開示 (三菱UFJフィナンシャル・グループ)

自己資本の構成に関する開示(三菱UFJフィナンシャル・グループ) (単位)						单位:百万円、%)
国際樹 該当	番号	項目	平成29年9月末	経過措置による 不算入額	平成28年9月末	経過措置による 不算入額
		'ier1 資本に係る基礎項目 (1)				
		普通株式に係る株主資本の額	12,606,700		12,003,217	
1:		うち、資本金及び資本剰余金の額	3,454,620		3,566,146	
1		うち、利益剰余金の額	9,785,282		8,965,050	
2		うち、自己株式の額(△) うち、社外流出予定額(△)	513,312 119,890		405,538 122,440	
۷	0	うち、上記以外に該当するものの額	119,090		122,440	
1	h	普通株式に係る新株予約権の額	254		6,405	
3		その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	2,514,641	628,660	1,695,622	1,130,414
5		普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	173,524		144,662	
		経過措置により普通株式等Tierl 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	34,467		83,557	
		うち、非支配株主持分等に係る経過措置により算入される額	34,467		83,557	
36.27.14		普通株式等Tierl 資本に係る基礎項目の額(イ)	15,329,590		13,933,465	
晋通株		Tier1 資本に係る調整項目 (2)				
8+		無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	862,209	215,552	635,076	423,384
8	3	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の 額	312,144	78,036	236,356	157,570
g		うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに 係るもの以外のものの額	550,064	137,516	398,719	265,813
1		繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	842	210	802	535
1		繰延ヘッジ損益の額	87,089	21,772	270,318	180,212
1:		適格引当金不足額	11 575	0.000	0.470	5,652
1.	3	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資	11,575	2,893	8,479	5,652
1	4	東領の時間計画により生じた時間計画差額であって自己員 本に算入される額	109	27	576	384
1	5	退職給付に係る資産の額	373,201	93,300	174,374	116,249
		自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)			,	
1	6	の額	15,116	3,779	4,374	2,916
1	7	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	_	_	-	_
18		少数出資金融機関等の普通株式の額	_	ı	_	-
19+2	0+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	-	-	-
1	9	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものに関連するものの額	_	-	_	_
2	0	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツ に係るものに限る。)に関連するものの額	_	-	_	-
2		うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に 関連するものの額	-	ſ	-	-
2:	2	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	Ī	-	-
2	3	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものに関連するものの額	_	-	_	-
2	4	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	_	-	-	-
2	5	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に 関連するものの額	1	-	1	-
2		その他Tier1 資本不足額	_			
2		普通株式等Tierl 資本に係る調整項目の額(ロ)	1,350,144		1,094,002	
		Tier1 資本	10 :		40 '	
2		普通株式等Tierl 資本の額((イ) - (ロ))(ハ)	13,979,445		12,839,463	
ての他		資本に係る基礎項目(3) その他Tierl 資本調達手段に係る株主資本の額				
ŀ		その他 Herl 資本調達手段に係る休土資本の領 その他 Tierl 資本調達手段に係る新株予約権の額				
30		その他Tierl 資本調達手段に係る利休了利権の領 その他Tierl 資本調達手段に係る負債の額	950,000		550,000	
-		特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の	550,000		550,000	
		額	_		-	
34-	-35	その他Tierl 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	164,902		156,862	
33+35		適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に 係る基礎項目の額に含まれる額	702,189		837,523	
33		うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会 社等の発行する資本調達手段の額	702,000		837,334	
3		うち、銀行持株会社の連結子法人等(銀行持株会社の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	189		189	
		経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	86,637		3,647	
		うち、為替換算調整勘定の額	86,637		3,647	
30		その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(二)	1,903,729		1,548,033	

自己資本の構成に関する開示 (三菱UFJフィナンシャル・グループ)

,	構成に関する開小 (二変UFJノイ)ノンヤル・クループ 	, 		(単位:日万円、%)	
国際様式の 該当番号	項目	平成29年9月末	経過措置による 不算入額	平成28年9月末	経過措置による 不算入額
その他Tier1	資本に係る調整項目				
37	自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tierl 資本調達手段の額	-	-	-	_
39	少数出資金融機関等のその他Tierl 資本調達手段の額	_	-	-	-
40	その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	263	65	11,875	7,917
	経過措置によりその他Tierl資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	88,515		170,088	
	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツ に係るものを除く。) のうち、のれんに係るものの額	51,001		93,233	
	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツ に係るものを除く。)のうち、のれんに係るもの以外のも のの額	34,620		71,202	
	うち、証券化に伴い増加した自己資本に相当する額	2,893		5,652	
42	Tier2 資本不足額	_		-	
43	その他Tier1 資本に係る調整項目の額(ホ)	88,778		181,964	
その他Tier1		10440=1		1 222 255	
44	その他Tier1 資本の額((ニ) - (ホ))(へ)	1,814,951		1,366,069	
Tier1 資本	T: 1 次十の垢((、) (。)) (1)	15 704 807		14 005 500	
45 T:9 次 オ ル	Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ))(ト) 係る基礎項目(4)	15,794,397		14,205,532	
Her2 資本に	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額				
	Tier2 資本調達手段に係る株土資本の領 Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	_		_	
46	Tier2 資本調達手段に係る利休了が催り額 Tier2 資本調達手段に係る負債の額	1,296,099		757,674	
	特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	1,290,099		151,014	
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	75,413		70,893	
	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
47+49	礎項目の額に含まれる額	1,009,603		1,440,235	
47	うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会 社等の発行する資本調達手段の額	-		-	
49	うち、銀行持株会社の連結子法人等(銀行持株会社 の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段 の額	1,009,603		1,440,235	
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	335,305		366,377	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	205,051		185,084	
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	130,253		181,293	
	経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	343,629		660,385	
	うち、その他有価証券評価差額金の額	318,061		621,968	
	うち、繰延ヘッジ損益の額	△ 1,094		△ 15,397	
	うち、土地再評価差額金の額	26,662		53,814	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額(チ)	3,060,050		3,295,565	
	係る調整項目				
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	7,715	1,928	4,383	2,922
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手 段の額	-	-	-	_
54	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	_	_	_	_
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	22,316	5,579	297	198
	経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	27,044		72,045	
	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツ に係るものを除く。)のうち、のれん相当差額に係るも のの額	27,035		64,337	
	うち、その他金融機関等の資本調達手段の額	9		7,708	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	57,076		76,726	
Tier2 資本 58	Tier2 資本の額((チ)ー(リ)) (ヌ)	3,002,973		3,218,839	
総自己資本	40 h 7 / h 5 h 5 (/2) + (-1) / 5)	10 505 055		15 101 0==	
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	18,797,370		17,424,372	

(単位:百万円、%)

口口具体以	構成に関する開示 (二菱UFJブイナンシャル・グループ	,		(=	单位:自力円、%)
国際様式の 該当番号	項目	平成29年9月末	経過措置による 不算入額	平成28年9月末	経過措置による 不算入額
リスク・アセッ					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の 合計額	198,780		315,627	
	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツ に係るものを除く。)のうち、のれん、企業結合に係るも の以外の額	102,895		194,611	
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の 額	210		535	
	うち、退職給付に係る資産の額	93,300		116,249	
	うち、自己保有調達手段の額	2,139		3,741	
	うち、その他金融機関等の資本調達手段の額	233		490	
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	115,068,833		105,206,221	
連結自己資本	本比率				
61	連結普通株式等Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	12.14%		12.20%	
62	連結Tier1 比率((ト)/(ア))	13.72%		13.50%	
63	連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	16.33%		16.56%	
調整項目に係	系る参考事項(6)				
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目 不算入額	1,029,360		719,948	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	1,000,318		846,193	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	5,412		1,304	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項 目不算入額	64,201		42,381	
Tier2 資本に	係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(7)				
76	一般貸倒引当金の額	205,051		185,084	
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	283,263		265,859	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から 事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクス ポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が 零を下回る場合にあっては、零とする。)	130,253		181,293	
79	適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	370,111		364,509	
資本調達手戶	役に係る経過措置に関する事項(8)	,		·	
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	828,765		994,518	
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達 手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る 場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	1,324,987		1,589,984	
85	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達 手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る 場合にあっては、零とする。)	_		_	

^{※ 1} 平成18年金融庁告示第20号(以下、「告示」という。)第8条第12項ただし書きの規定に基づき金融庁長官の承認を受けた資本調達手段は、告示第8条 第8項各号に定める額並びに第9項第1号及び第10項第1号に掲げる額の算出の対象から除外しております。平成25年3月31日から平成35年3月30日 の期間(ただし平成31年3月31日以降は対象金額が毎年20%ずつ逓減)に限る承認であり、平成29年9月末は1,468,281百万円が該当しております。